

津山圏域資源循環施設組合議会 2月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（2月23日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 津山圏域資源循環施設組合議会会議規則の一部を改正する規則	7
日程第4 議案第4号～議案第6号一括上程	8
日程第5 議案質疑及び一般質問	11
閉会宣言	24
会議録署名議員	25
発言通告一覧表	26

津資組第 217号
平成23年2月14日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第11号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第11号

平成23年2月14日

平成23年2月23日（水曜日）午後2時30分、津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 219号
平成23年2月14日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

- 議案第4号 津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計当初予算
- 議案第6号 平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）

平成 23 年 2 月 23 日

2 月定例組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
2 月 23 日	水	全員協議会（午後 1 時 30 分） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程について （2）発議第 1 号会議規則の一部改正について （3）議会運営について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）2 月定例会提出議案について	
		本会議開会（午後 2 時 30 分） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 発議 ・ 日程第 4 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 5 質疑及び一般質問 採決 閉会	

平成23年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成23年2月23日(水) 午後2時30分開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 発議第1号 津山圏域資源循環施設組合議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 4 | 議案第4号 津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第5号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計当初予算 |
| | 議案第6号 平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算
(第2次) |
| 日程第 5 | 議案質疑及び一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	発議第 1 号
第 4	議案第 4 号～議案第 6 号 一括上程
第 5	議案質疑及び一般質問

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退
1	秋 山 幸 則	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	岡 安 謙 典	〃		10	沖 田 清 明	〃	
3	北 本 周 作	〃		11	岡 本 良 市	〃	
4	末 永 弘 之	〃		12	福 田 弘	欠席	
5	津 本 辰 己	〃		13	粟 井 忠 義	出席	
6	西 野 修 平	〃		14	小 童 谷 進	〃	
7	松 本 義 隆	〃		15	日 神 山 定 茂	〃	
8	村 田 隆 男	〃		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管理者	宮 地 昭 範	事務局長	村 上 祐 二
副管理者	山 崎 親 男	事務局次長	河 島 邦 生
〃	西 田 孝	総務課長	岡 完 治
〃	花 房 昭 夫	総務課参事	山 本 倫 史
〃	定 本 一 友	施設課参事	平 井 清 治
〃	大 下 順 正	〃	永 禮 治
理 事	田 口 順 司	〃	原 田 浩 司
会計管理者	山 下 泉		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総務課主幹	立 石 克 之	施設課主査	定 森 正 之
総務課主査	杉 山 義 和	〃	安 道 智 秋
総務課主査	金 田 真由美	施設課主任	高 井 清 之
総務課主査	西 村 敏 之		

会議場所 津山市役所 議場

平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合 2 月定例会（第一日目）議事録

（開会

開議宣言 午後 2 時 30 分）

●議長（西野修平氏）

ご着席を願います。

本日、平成 23 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましては御多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様です。

ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が福田君から出ております。定足数に達しておりますので、これより平成 23 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（西野修平氏）

日程第 1 として、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、7 番 松本義隆（まつもと よしたか）議員、15 番 日神山 定茂（ひかみやま さだしげ）議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 津山圏域資源循環施設組合議会会議規則の一部を改正する規則

●議長（西野修平氏）

それでは、日程第 3、発議第 1 号「津山圏域資源循環施設組合議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本案は本日提出され、お手元に配付のとおりであります。この際、提案者から提案理由の説明を求めます。

△ 16 番（三船勝之氏）

議長、16 番。

●議長（西野修平氏）

三船勝之君、登壇。

△ 16 番（三船勝之氏） [登壇]

ただいま上程されました発議第 1 号「津山圏域資源循環施設組合議会会議規則の一部を改正する規則」につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成 20 年の地方自治法の一部改正により、同法第 100 条第 12 項では、「議会は会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」と規定されております。

発議第 1 号「津山圏域資源循環施設組合議会会議規則の一部を改正する規則」は、この地方自治法の規定に基づいて、全員協議会を正規の議会運営の場として位置づけることを目的として、津山圏域資源循環施設組合議会会議規則第 11 条の規定により提案するものでございます。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は、ただ今お聞きのとおりであります。発議第 1 号について、質疑、討論の通告がありませんので、これより採決に移ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（西野修平氏）

異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 4 議案第 4 号～議案第 6 号一括上程

●議長（西野修平氏）

次に、日程第 4 に入り、議案第 4 号「津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 5 号「平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計当初予算、議案第 6 号「平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 2 次）」、を一括上程し、議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏） [登壇]

本日ここに平成 23 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第 4 号、「津山圏域資源循環施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、審査会、審議会及び調査会等の委員報酬について、新たに、管理者が特に必要と認める者について、報酬日額を 12,000 円以内とすることを加え、また併せて、組合事務局に、非常勤特別職として理事を配置したことに伴う所要の条例整備を行うものでございます。

次に、議案第 5 号、「平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきまして

ご説明を申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。第1条で、歳入歳出予算総額を、2億4,108万8千円としております。歳出につきましては、施設整備計画の事前作業として、DBO事業者選定のための契約支援業務、環境影響評価業務、埋蔵文化財調査業務、最終処分場管理棟設計業務などの経費を計上しております。

一方、歳入ではその財源として、構成市町からの分担金、地方債などを計上しております。第2条では、事業の財源として借り入れる地方債の限度額を1,350万円と定めております。第3条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

次に、議案第6号、「平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）」につきましてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをご覧ください。平成22年度津山圏域資源循環施設組合補正予算（第2次）は、事務事業費の確定見込み及び事業内容の変更に伴う所要の補正を行うもので、歳入歳出予算からそれぞれ1億563万3千円を減額し、総額を4億5,498万5千円とするものでございます。また、合わせて事務事業の進捗状況により、繰越明許費として1億3,800万円を計上し、債務負担行為としてごみ処理施設建設に係る技術支援業務委託など4件を計上しております。また、地方債補正として、借入限度額を1億1,630万円減額しております。

詳細につきましては、後ほど副管理者よりご説明申し上げますが、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏） [登壇]

それでは、議案第5号「平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」及び議案第6号「平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）」につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第5号「平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきましてご説明いたしますので、予算書をご覧くださいと思います。平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計予算は、歳入歳出2億4,108万8千円、前年度と比較しまして2億8,189万9千円の減となっております。これは、各種業務委託料の減等が主な要因でございます。次に、歳出予算の費目別に主なものをご説明いたします。予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。10款、10項、10目「議会費」でございますが、142万5千円の計上を行っております。これは、組合議会及び先進地視察研修に係る議員16名の費用弁償などを計上いたしておるところでございます。次に、15款「総務費」、10項、10目「一般管理費」では1億4,648万6千円の計上を行っております。主な内訳としましては、嘱託職員2名及び臨時職員1名に係る人件費、組合事務局に係る事務費等でございます。なお、11節 需用費のうち印刷製本費155万円は組合構成5市町の各世帯へ配布するクリーンセンターだよりの印刷製本費でございます。次の10ページをご覧くださいと思います。委託料のうち財務事務委託料150万円は津山市への事務委託料、

19 節 負担金補助及び交付金のうち職員人件費負担金 1 億 2,600 万円は派遣職員の人件費について派遣市町に納付するものでございます。次に、15 款「総務費」、60 項、10 目「監査委員費」では、監査委員 2 名の費用弁償など 77 万 3 千円の計上を行っております。12 ページをお開きいただきたいと思ひます。25 款「衛生費」、20 項、20 目「施設建設費」では、8,195 万 5 千円の計上を行っております。そのうち 13 節「委託料」では、継続事業として DBO 事業者の選定に向けた契約支援業務 2,100 万円、環境影響評価業務 2,010 万円、埋蔵文化財調査等 1,100 万円を計上いたしてあります。また、新規事業として最終処分場管理棟の設計業務 1,500 万円を計上いたしてあります。14 ページをお開きいただきたいと思ひます。65 款、10 項「公債費」、15 目「利子」では、借り入れた起債の償還金の利子 544 万 9 千円を計上いたしてあります。80 款、10 項、10 目「予備費」につきましては、前年度同額の 500 万円の計上を行っております。以上、歳出合計は 2 億 4,108 万 8 千円でございます。次に歳入についてご説明申し上げます。元に戻って 6 ページをお開きいただきたいと思ひます。45 款「分担金及び負担金」、10 項、10 目「分担金」ですが、1 億 2,838 万円を計上いたしてあります。なお、各市町の負担率につきましては、規約によりまして人口割りとしてありますが、平成 23 年度からは平成 22 年に実施しました国勢調査の人口に基づいた数値により算出すると、こういうことになってあります。次に、55 款「国庫支出金」、20 項「国庫補助金」、15 目「衛生費国庫補助金」ですが、本年度は計上してありません。これは、国の循環型社会形成推進交付金について、22 年度において 23 年度の予定分を含めて歳入することによるものでございます。80 款、10 項、10 目「繰越金」では、9,910 万 1 千円を計上いたしてあります。これは、22 年度において歳入する分担金及び国庫補助金について、繰り越して 23 年度事業に充当するものでございます。次に、85 款「諸収入」、20 項、10 目「預金利子」では、1 千円を計上してあります。50 項、15 目「雑入」10 万 6 千円は、嘱託職員・臨時職員の雇用保険料の控除金でございます。90 款、10 項「組合債」、25 目「衛生債」では、一般廃棄物処理事業債 1,350 万円を計上いたしてあります。以上、歳入合計は歳出合計と同様の 2 億 4,108 万 8 千円でございます。

続きまして、議案第 6 号「平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 2 次）」につきましてご説明申し上げますので、補正予算書をご覧いただきたいと思ひます。平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 2 次）は、歳入歳出、それぞれ 1 億 563 万 3 千円を減額し、総額を 4 億 5,498 万 5 千円とするものでございます。歳出予算の費目別に主なものをご説明いたします。補正予算書の 8 ページをお開きいただきたいと思ひます。25 款「衛生費」、20 項、20 目「施設建設費」では、1 億 6,311 万 7 千円の減額を行っております。13 節「委託料」では、事業実施の見込みによりまして 6,651 万 7 千円の減額となっておりますが、主なものとしましては、契約支援業務 3,380 万円、それから環境影響評価業務 1,720 万 8 千円、敷地・進入路実施設計業務 945 万円等をそれぞれ減額したものでございます。15 節 工事請負費 7,000 万円の減額、17 節 公有財

産購入費 1,750 万円の減、22 節 補償補填及び賠償金 910 万円の減につきましては、西進入路新設事業の凍結等によりまして、関連事業費を減額とするものでございます。80 款、10 項、10 目「予備費」につきましては、歳入見込み額から事業実施見込み額を差し引いた剰余金相当額を計上いたしております。次に歳入についてご説明申し上げます。7 ページをお開きいただきたいと思っております。55 款「国庫支出金」、20 項、15 目「衛生費国庫補助金」では、国から循環型社会形成推進交付金 1,066 万 7 千円を増額いたしております。これは、23 年度予定事業分を含めて、平成 22 年度に交付を受けるものでございます。90 款、10 項、25 目「衛生債」では、一般廃棄物処理事業債 1 億 1,630 万円を減額いたしております。これは、事業費の見込みに伴いまして、起債額を減額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

●議長（西野修平氏）

提案理由の説明は終わりました。

日程第 5 議案質疑及び一般質問

●議長（西野修平氏）

これより、日程第 5 に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。

それでは、お手元に配付した発言通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。

△ 4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4 番、末永弘之議員。

△ 4 番（末永弘之氏）

登壇でええんですね。

●議長（西野修平氏）

はい、登壇してください。

△ 4 番（末永弘之氏） [登壇]

質問の許可をいただきましたので、管理者の基本姿勢からお尋ねします。議案 5 号、当初予算ですが、いわゆる施設建設そのものの事業費が予算化までは、今少し、時間がかかる、こういうことだろうと思っておりますが、検証で、裁判の動向も見定める、とされていることと関係をしていると思っておりますが、今、宮地管理者は、領家をどのようにしようとしているのか、と、市民の中では「もう 1 年になるんだが、そろそろ色んなことが見えてきても良いのではないか」こう言われるようにもなっております。ごみ処理施設建設問題と予定地の領家問題について、検証の結果を、もう少し、噛み砕いて、圏域の管理者や議会全体、あるいは住民に、説明をする必要がある、このように思います。どのように思われますか。特に、物議をよんでいるのは「新クリーンセンター建設にかかる本体工事は、裁判の動向を注視しながら、着工する時期を改めて見定める」とか「裁判

において、同組合が敗訴することが明らかとなった場合には領家地区での事業推進について、直ちに凍結することを提案する。」とされている部分などです。裁判とは、現在起こされておる2つの裁判を視野に入れざるを得んというふうに、答えておられますけれども、それは、それで理解はしますが、「では、どうするのか」が、見えてこないと言うことです。領家で事業推進するとすれば、これと、これとを、こういう形で解決させる、とか、裁判の結果「凍結」というのは、こういうことなんですよ、とか、具体的に、こうなったらこうします、この場合にはこういうようにします、ということ、組合管理者会の中でも、議会の中でも、住民の中でも、具体的に提案をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。管理者の考え方をお聞かせ下さい。

次に、検証の具体化のひとつでもあります、「裁判の早期解決をはかるために、原告側住民との話し合いも、継続的に行いたい」とされたわけですが、偶然にも、今日、午前中に、裁判がありました。裁判での被告側の手法をみていますと、「早期解決」とは、ほど遠い裁判の準備をしているとしか思えません。たとえば、12月22日だったと思いますが、裁判があって、この裁判の3ヶ月前に、裁判所から、原告・被告へ幾つかの極めて具体的な質問が出されました。組合側の弁護士は、それに対して、結果として、まともに準備書面を出さないで、とうとう、「裁判所の質問の意図がはっきり理解していなかったため、次回には整理します」ということを述べました。そして、今日、裁判があったわけです。2ヶ月、これで経過しました。裁判が長引いたわけです。どう思われますか。裁判の早期解決とは一体何だろうか。本当にわかりやすく答えてください。

次に、当初予算の中で、主要事業として、契約支援業務委託費2千1百万円、環境影響評価委託料2千10万円、最終処分場管理棟設計委託料などが、組み込まれています。最終処分場管理棟ですが、どこに最終処分場を設置するかが、まだ、最終的な決定をしていない。施設の配置案は、今日の全員協議会でも、関係者と話し合い中、検討中です。そういう時期に「管理棟の設計」などが、どうやってできるのか、不思議な予算です。わかるように答弁して下さい。

次に、組合事務局長でええんですが、お聞きしますが、領家における施設の配置案について、「変更案」を提案して、議会にも、市議会の勉強会にも、その説明がありました。これも、不思議な現象なんです、「配置案の提示までの経過」ですが、そもそも、なぜ、配置案の変更が必要になったのか。これは、検証の経過も含めて、「地元住民の皆さんの意見等を再度調整し、変更も視野に入れた検討をおこなう」とされたわけです。配置案の検討が行われた原因がここにあります。だとすれば、公式に住民や議会に「説明がある」までに、関係する住民との意見交換、施設の配置での意見交換などの論議を経て「公式な提案」が、今日に至っては、あってしかるべきではないんかと思えて仕方がないんです。それが、なんにも、関係する住民とは「話し合い」もなく、住民の会の意見も聞かず、一気に、これが当局案、新しい配置案です、と提案して来たわけです。過去の経過を見て、ここまできた領家の問題を、こんなやり方で、本当に解決させようという気

構えが、あなた方にはあるんですか、と疑いたくなる始末です。この経過と考え方を答えてください。

もう一点、領家に予定地が決まる過程の中で、適地選定委員会によって、点数で予定地を選んでもらって、最終的には管理者会で決めたと、こういうことです。平成 18 年 12 月 19 日の第 4 回適地選定委員会で、谷の地形は、最終処分場として適地であるということを経験のために、わざわざ追加項目にしたんですね、12 月 19 日の第 4 回委員会で。そして、4 月 25 日の第 12 回適地選定委員会では、谷間であれば最終処分場建設の埋め立てに適した地形である、として、領家に最高点の 3 点を与えたわけです。ところが、実際に最終処分場建設設置場所は、さっきの配置案変更も含めて、小高い丘の上に土を切り土までしてつくる、しかも結果としてそれは、現在の反対住民の自宅の目の前である、という現実です。適地選定委員会では、平坦地では、掘り込みやかさ上げが必要であり点数は低い、と指摘されたわけです。今回の配置換え案でも、点数が低くなっており平坦地へつくるといふ原案です。なぜ、適地選定委員会で、最高の点数に逆らってまで、そういうところへ建設しようとするのか、わかるように説明してください。

文化財発掘や樹木の伐採が始まりました。クリーンセンターの「やり方」への疑問があります。検証で「単純に建設を中止することは、行政手続において、至難のわざであり、検証が明らかとした点や提起されている裁判の動向も踏まえ、当面は、必要な事業に限り着手する、一中略ですが— 当面は、文化財調査、地質調査、環境影響評価や測量・設計等に限定して、事前作業を行う」これが検証の結果なんです。この具体化案を、今年の 1 月の末に示されたわけです。不思議なことでした。その不思議なひとつは、さっき読んだように、「環境影響評価や測量・設計等に限定した事業」となっておりますけど、この限定した事業がいつの頃からか、住民の方々とは話し合いもないまま、一定の話し合いが裁判の原告との、必要だと言われながら、それをすることなく、その話し合いの時には、失礼、話し合いの時には、文化財の発掘だけを一貫して説明してきました。事業内容はそれだと発表してきたわけです。しかし、発表されたら今度は、今日も全員協議会で若干問題になりました。水路幅の確認測量というものが唐突に現れてきたわけです。しかも区域の外の水路を千代川まで全面的に測量する、これは溜め池の水路との関係で必要な作業だという説明です。疑問なのは、何故樹木の伐採と並行して、地元の住民、原告住民などへ、水路の全面測量もしますということを説明しなかったのか、ここが不思議なんです。どうしてもその疑問が解けません。何べんも言います。測量設計などに限りやると述べているんであって、水路の測量をすとは書いてないし、説明をしとらんです。なんでこんなことをやるんですか。何も地元の方に手を打たないまま。これは市民の皆さんや議員の皆さんにも聞いていただきたいんです。いきなり、明日から水路の測量に入りますというような行政手法がありますか。絶対にその手法を講ずる前に関係者に、何月何日からあんなのとこの田んぼを通過して測量をしますよと、測量をさせてくださいと、5、6 人のもんが行ったり来たりしますけれども不思議に思わ

んようにしてください、こういう作業のために入るんです、許可をしてくださいと、これがあるでしょうが言よんじゃ、これが。それも1回もやってないじゃ。しかし、平気な顔をして、何もなかったらすでにその水路の測量に入っとんです、あなた方は。おかしいがなということが、そこにあるわけです。地権者や水利組合の、立ち入り、測量、まあいわば自分の田んぼをしておる人々の許可もないまま、測量がどうやってできるといったんでしょうか。明日の日から当然測量に入れますと、大見栄がきれた仕掛けが、どこにあるんですか、この仕掛けは。いつこんな仕掛けが生まれたんですか。明らかに、どこかで誰かと何かの約束がなかったら、絶対に他人の土地に測量だけに入ると言っても入れるもんじゃありませんよ。行政というものはそんなもんじゃありません。このように思えて仕方がないんで、明らかにそこをしてください。これで、登壇での質問を終わります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏） [登壇]

末永議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。私の基本姿勢について、大変なご心配をいただきまして、誠に恐縮でございます。「本体工事に着工する時、事業を凍結する時とはどのような時か」と、このような質問でございます。検証報告を踏まえた市長発言では、「本体工事は、裁判の方向性等を注視しながら、着手する時期を改めて見定める。」、さらに言葉をつなぎまして、「ただし、裁判において、組合が敗訴することが明らかになった場合には、領家地区での事業推進について、直ちに凍結することを管理者会に提案する。」と発言をしておるところでございます。しかし、当時の状況を考えますと、建設差止請求と金員支出差止等請求の2つの訴訟が並行して進行しておりまして、その請求の趣旨は、建設差止請求訴訟においては「建設の差し止め」、金員支出差止等請求訴訟においては「高額すぎる用地費の損害賠償請求」でございます。請求の趣旨で見ると、限りに限っては、事業をストップさせる判決は建設差止請求訴訟で示されるものとの前提に立って述べたコメントでございます。そして、現在の状況でございますけれども、建設差止請求訴訟は取り下げられたものの、金員支出差止等請求訴訟や施設配置案の修正、覚書の見直し、また、再考を求める住民の会など反対をされておる住民の方への対応など、多くの課題もあるのも事実でございます。このため、議員のご質問の点については、今後、これら課題への対応状況を踏まえまして、管理者会で協議をしまいたい、このように考えておるところでございます。

次に、「裁判において、組合側の弁護士は準備不足である。そして、裁判を早めることになっていない。」とのご質問でございます。組合におきましても裁判の早期決着を図る方針でございます。代理人の弁護士においても適切な対応をいただいているものという

ふうにご考えておるところでございます。なお、代理人の弁護士におきましては、質問への回答については正確に行いたいとの旨から、慎重な対応になっているものというふうにご考えておるところでございます。どうぞご理解をいただきたいと思っております。実は私自身も、本当に申し訳ないでございますけれども、まだ弁護士にお会いしてないと、こういうようなこともございまして、早急にそういった機会を持ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

△事務局（村上事務局長）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい、村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

はい。それでは、私の方から5点お答えをいたします。

まず、「最終処分場の管理棟の設計の予算が今なぜ提案されたのか。」ということでございます。施設配置案につきましては、より環境に配慮したものというふうな思いから、見直しを行うよう、現在、地元等で協議中でございます。この中で、焼却施設、リサイクル施設の建設位置については若干の変更を提案いたしております。しかし、最終処分場についてはこれまでの位置を動かすことは困難であると考えております。なお、今後、敷地造成及び施設整備計画を具体化する上で、管理棟の設計も同時並行的に必要となり、23年度当初予算に計上したものでございます。

次に、「関係する住民に話し合いも無く施設配置案を提案した経過」ということでございます。施設配置案の見直しについては、津山市長の検証結果に基づき、施設周辺の景観や里山自然の維持に一層配慮した配置計画への修正を行いたいと考え、事務局において案を作成し、現在、地元町内等にお示しをしているものでございます。これまでの配置案の協議経過を踏まえれば、事務局で案をまずたたき台として作成しまして、それについて十分意見をお聞きして、できるものはそのご意見を反映させていきたいと、そういうふうにご考えております。

次に、「領家は谷がある地形ということで、適地選定委員会では、最高の点数となったのに、何故、谷間に最終処分場をつくることを検討しないのか。」というご質問でございます。確かに、当時、谷地形を利用した最終処分場整備が一般的であったことから、適地選定委員会では、土地利用の可能性として「埋立に適した谷地形が有るか無いか」を審査項目の一つとしておりました。審査では、全体で196点満点ということでございましたが、この谷があるかないかという項目については、1点から3点の評価をするようになっておりました。ご指摘の通り、領家は3点となっております。ただ、施設配置は候補地決定の段階で行政が勝手に決められるものではなく、適地選定委員会においても、施設配置等については候補地選定後に協議するというようにしておりました。候補地決定の後、具体的な施設の工法検討において、最終処分場については谷地形の利用が

全てではないことが分かったことや、地元との協議などから現在の位置になったものでございます。

次に、事前作業着手発表の中で、何故、水路幅の確認測量が唐突に現れたのか、ということでございます。今回、行うように考えていた水路の測量は、平成21年度に発注しましたクリーンセンター敷地造成工事実施設計業務の中の作業でございます。具体的には、造成設計の中で、防災調整池の設計にあたって、流末水路の流下能力の調査するものでございます。したがって、具体的な水路改良などのための調査ではなく、あくまで施設整備計画を策定する上での必要な測量設計業務と考えております。

最後になります。水路の測量を、事前に地権者や水利組合の了解なしで行えるのか、ということでございます。水路測量については、事前に領家町内会の三役の方と協議を行いまして、「埋蔵文化財調査及び測量作業についてのお知らせ」ということで、文書を回覧していこうということにいたしました。先に申し上げましたとおり、具体的な水路改良をしたりする調査ではないということで、あくまで施設整備計画を策定する上での必要な測量業務であります。それと、水路の断面チェックということございまして、具体的には管理道と言いますか、土手を歩いていく、そして調査するというところでございましたので、地権者や水利組合の方との協議は不要であると考えておりました。

以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まず、管理者の答弁ですけれども、いくつかの課題を言われて、管理者会議でも検討したいという意味合いの答弁でした。率直に申し上げておきますが、登壇でも言いましたが、管理者になって1年。検証が出て6カ月。もういっぺん繰り返します。一体何をしょんならと。もうそろそろはっきりすべきではないかという意見が出てきとんのは事実なんです。これは宮地管理者のためにも、そこところをやっぱりすっきりとして、何がどうなっているのかということをも明らかにさせる。登壇でも具体的なことを1つか2つ言いましたが、領家でやろうとすれば、これとこれとこれとはクリアをしなきゃできませんと、そういうことを管理者も含めて、意思統一ができて発表しとったら、ああ、これとこれとこれとが行ったけん今度には行くなと、見えてくる。逆に、凍結とか裁判という意味合いがちょっとずつ意味合いが変わっておりますけれども、細かいことはとりあえず置いとくとして、凍結とはこういうことだと、これをもし仮に領家をやめるとのことまで結びつく凍結とするならば、やめるとすれば、これとこれとこれとをやり直さなんだからやめれませんと、ねえ、こういうことをみんなで考えとくんじゃ、先に。あんたがひとりだけで考えるんじゃないんじゃ、管理者会も含めて、議会も含めて。そ

したら凍結とは何かということがはっきり出てきて、裁判で負けたらああこがいにいなるんじゃないのが見えてくる。例えば話をしょんでな。そういう措置を講ずる時期にきとるんですよということを重ねて申し上げておきます。これはもう、答弁はよろしい。これを繰り返しようると架空の論議ばかりになってきますから。そういう時期だということは強く認識してもらいたいということです。

さて、次の弁護士との関係。どうも、すっきりせん。市長もまだ弁護士に会ってないと言われようりますから、早く会って、率直に言うて、早う終わってくれと言うべきじゃと思うんですよ、私は。中身は色々あると思います。例えば今日裁判があったことを言いました。今日の裁判で問題になったのは、2カ月前に答弁ができなかったあなたの代理人の準備書面。さらに、原告のほうは、土地が高すぎるんじゃないけん、鑑定のをやり直しをしようと言ったん。そしたら裁判所が、鑑定のをやり直しよりも土壌が汚染されとるかされていないか、原告と被告の言い分が違うんですから、これをどうしますか言うて尋ねられたわけ。原告のほうは、やり直してください、あんた方の被告のほうは、もうすでにやとるけんよろしいと、これで2カ月流れた。今日、何が、正式に聞いてるわけじゃないからわかりません。伝え聞いたことと言うと、裁判所はENAがやったとこの地点と、組合がメッシュに切ってやったところと、やり方が違うのはわかったと。これ、整合性をとって確かめてみればええんじゃないかと思うけど、まあ、新しく組合がやったやつでええんじゃないかという意味合いと、もうひとつは、それでもあえて原告が、ここだけやれと言うたら、それも考えてみにやいけんという宿題になったんじゃないな、今日。全部が正しいかどうかはわかりませんよ。概ね、そういう方向が出たということ、私は弁護士に直接電話をかけて聞いたんです。こうやっていくとね、延びるんですよ、次々。次が3カ月後、その時に原告が、ここを掘ってくれと言うたら、それはいけんのじゃいうて被告が言うたらまた3カ月延びる。こんなことを繰り返しようたら早期解決にはなりません、いうことを思うんです。どう思われますか。そのところをはっきり答えてください。

それから、施設の配置案と、いわゆる管理棟の課題、その他いくつかの施設配置との絡みで質問をしました。まず、不思議でかなわんのは、適地選定委員会で、谷が深いところに最終処分場を作ったら工事代が安くなるけんいうて点数をようけもろうたんじゃ。どこへつくるかいうことになったら、それは関係ない。まったく。まったく忘れとる、まったく関係ない。てめえらで勝手にこっちへ施設をつくる。しかも、つくったらいけんいうか、点数が低いんじゃないけん言うたとこへわざわざあんた方はつくったん、そりゃあな。どの議事録を見ても、どの経過を聞いても、施設配置を考える時に、適地選定委員会で谷間につくったら安くつくけんええ言うて点数をようけもろうとんじやいうことは、誰も言うたららんじゃ。何のために適地選定委員会があったんならな。適地選定委員会で確かにここへつくれとは決めなんだ。決めれるもんじゃないんじや。そんな権限はなかった。しかし、そこにはおのずとした倫理観と仁義いうもんがあるでしようがな。あな

た方は、前の管理者と言わにやいけんのですけれども、公募して、とつてもかっこええ方針を出した。ところが領家の書類をみたら、公募とは縁もゆかりもないような書類だった。書類を進化させて、それでも領家がええいうて決めてしもうた。領家を決めた原因のひとつに、点数が高いと。その高いやつやこはまったく関係なしに、わしら勝手にそこへすりゃええんじゃけん言うて、そこへボンと決めた。なんならな、これは。もういっぺん、所長言うたらええんか、事務局長言うたらええんか、何がそこへあるんならということが聞きたいんですよ。どうも、これ不思議でかなわんということです。色んなことを手を打つとるのはええんじゃ。ええことをしとんじゃから。けども、そのええことをしとることとはまったく無関係に結果論を作ってもええんか言よんじゃがな。そんな馬鹿なことがどこの世の中に通るんですか。そして、答弁にもあったように、配置案は、最終処分場は動かんいうて言い出した。なぜ検証で施設の配置替えが出てきたんか。領家から反対という声が強まってきた最大の原因が、この施設配置案、最終処分場の位置にあった。そして、検証では、もう繰り返しません、住民の方々の意向を聞いて検討、やり直そう言うたんですよ。それもまた、まったく無関係。まったく無関係に行政の判断で施設配置案を出しました。ここまできたごみ処理施設建設問題をあなた方が多少でも、例えばですよ、住民の会に、あんたらどこへ施設を置いたら目をつぶってくれるんならと。住民の会でない町内会や水利組合の方々に、どういうふうにしたらあんたらええんならと。今、水利組合と一所懸命話をしょうるということも言われました。こういうものを経て、事務局案として提案すべきだと私は言よんですよ。1番最初からでもええぐらいじゃで。ここにきとるから余計思うんですよ。もめてもめてもめてもめ抜いたやつを、誰が考えても、当局案ですけんこれと言うことを聞いてくれんさい、いかがですか言うてボンと出したんじゃと。そんな手法があるもんかね。いつでも言うけど、涙が出るよ、こんな手法は。だから前の管理者とあんまり違わんなあいう声まで出るんですがな。住民との対話とは一体何ならな。どこにこの精神があるんならな。水路の測量の問題だってそうじゃ。これは間違いなく、議員さんですからようわかると思うんじゃ。ここの水路をじゃな、測量するのに、水路の幅を歩くんじゃけん大したことはないんじゃと。私の農道やこう通りやせんのじゃけん。そがいな馬鹿な話がどこの世の中に通るんならな。例えそこを通らんとしても、いつ頃からこういう測量をしようと思うんじゃと。許可証まではいらんかもしれんけど、地権者の皆さん、あぜ道を歩くけれども不思議がらんようにしてくださいと。よろしゅう頼みますらあと。こんな話があるべきだと言うとんです。もうひとつは、これ率直に生意気なことを言います。私も含めて、文化財の発掘について本当にするかせんか、もめたのはあんた方も知つとるわけじゃ。けども、それは、住民の会も含めて、やむを得んと言うたわけじゃないけど、測量に入ることについては腹が立つけれどもという言葉で、測量に入つとるわけでしょうがな。その話し合いの過程の中で、文化財の発掘のことはこん限り説明を受けたけれども、一言も水路の測量をしますということは言わなんだというとんじゃがな。そんなことで、ク

リーンセンター建設の全体の事業が、住民との対話を重視するという管理者の声の中で、うまく行くということを所長、答えてください。これでうまく行ったら大変なことになりますよ。すごいよ、あなたの腕は。なんならや、このやり方は。

●議長（西野修平氏）

どなたが答えられるかな。

●議長（西野修平氏）

はい、田口理事。

△事務局（田口特別理事）

はい、それでは、前段の裁判の遅延についてお答えを申し上げたいと思います。裁判の早期決着というのは、原告あるいは被告、双方にとりまして、大変重要な課題でございます。議員のお考え、これは十分理解できるところでございます。ただ、1市4町の住民を背後に抱えました一部事務組合、こういう大きな組織の訴訟代理人でございますので、組合の意向確認であるとか、あるいは正確な事実に基づいた主張、そういったものに時間を要することも一方での事実でございます。ご指摘の遅延事実の解消につきましては、弁護士共々組合としても努力をしてみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

●議長（西野修平氏）

はい、村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

色々とお叱りを受けました。今日も色々議論をいただいた中で、市長の検証、管理者の、管理者ではありません、津山市長としての検証でもございましたとおり、「改めるべきは改め」と、今からでも色々ご指導いただいて、頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まずは、裁判のことですが、確かに1市4町、それぞれ固有の団体の意思を持った方々が集まるとるんですから、難しさはわかりますが、私が指摘しようとするのは、そんなことじゃない。裁判の事実として、何月何日までに書類を出しなさいというて3カ月前に言われとんで。これは明らかにね、組合の皆さん方の意思の問題じゃないと思う。失礼ですが、この弁護士とは言いません。概ね行政側の顧問弁護士というのは、言葉が悪いんですけども、何よりもお金に取り外しはないんです、何十年裁判やっても絶対にきっちり貰えるんです、これが通例なんじゃ。そののところが皆さん方はかいくぐらにやいけんのじゃ。よう覚えとってください。裁判を早くするというのはそういうことな

んです。逆に、あえてそこまで言うたから言いますが、全国で住民訴訟と言われる住民の側に立った弁護士さんというのは、失礼ですが、私を含めてなかなかお金の回りは良くない原告団なんです。弁護士への支払いも十分ではありません。じゃけん早うしよう言うんじゃないんですけれども、その違いがあるということぐらい頭に入れて、事務的な書類の提出ぐらいのものは3日あったらできますがな。その裁判の、その場で解決して、その場で答えようしたらええことが、次回に答えようします、言う。3カ月も延びるんじゃ。3回も4回も私はこの体とこの目で見とるよ、この裁判でも。その場で「ああ、これはこうです。」言うたら終わっとんじゃ。ところがそれに3カ月かかる。文書で出てくる。長うなりますで、こりゃ。それだけ言うときます。答弁はよろしい。

さて、その他のことを。まあその、検証とか市長の言葉とかをお答えになりました。答えがしにくいと思うんですよ、そりゃ、大きな声をしようるから。しかし、もういっぺん繰り返します。まず水路。誰が考えても、水路の測量をするんでな。だったら、その水路、後ろおられる、その水路を使って田んぼをしようる人がおられる。8割も9割もその田んぼを使ようる人がおるんじゃ。その人には何も言うたらん。地権者にも言うてないんじゃ。あなたの答弁では、町内の三役には言うた、言うけど違うんじゃ。文書を配ってくれ言うて渡して、その文書を見て、よう見たら1番下のほうに「水路の測量をします」と書いとるだけなんじゃ。そんなことが常識でできますか、言よんじゃ。その文書をつくるまでに、口が酸っぱうなるように言いますが、関係する地権者や田んぼをしようる人や権利者に、「こうこうこういうわけで、こうなって、こういうものをしますから、よろしゅう頼みます。よろしいか。」これがいろいろ言よんじゃ。実は、私のうがりで、全体論ではもろうとんじゃと思えるんじゃ。そこへ秘密の契約か約束がありやせんかと、私はずっと言よんじゃ、初めから。じゃから、平気な顔をして、書類をぷっと出しとったら明日から測量に入れるんじゃ。違いますか。そうとしか考えようがないでしようがな、この出来事というのは。どう考えてもそういうことが背景にないと、いかにあなた方が優秀な能力を持った職員であっても、人の土地に測量で足を入れるのに、黙って、文書を1回「明日から測量します」と書いて出して、入れるもんじゃありませんがな。私も40年近く議員をさせてもらっとるけど、聞いたこともみたこともない、そがいな行政のやり方というのは。何かが、どこかで誰かと、心配せんでもええいう話があつとるはずなんじゃ。それは、私がこの問題に、領家の方々に相談を受けた平成20年の3月末、それから約2カ月後、5月のある日曜日、この問題の立役者とも言われておる、役員ではありませんよ、方が、まあ役員のひとりかもしれませぬ。関係する農家の人々をいっぱい田んぼの中へ集めて、この説明をしたかどうかは知りませぬ。遠くから、私は遠くから見ようた。そこで何かが約束されたんじゃ、あなた方と一緒に。それが前提になって、平気で何も言わんでも田んぼの中を歩けるようになったんじゃないんかな。それと、話はぽつと変わりますが、管理棟、最終処分場の位置、答弁になつたらんでしようがな。適地選定委員会では、この低い谷間に最終処分場をつくったらお

金も安うてええで、と。そうじゃなあ、ほんなら領家を満点にせにやいけんけんそれを審査項目に加えようか、ああ加えた、よし最高点じゃ、とぱっと決めた。そのことはまったく関係なしに、高い平たいところは盛り土、切り土をせにやいけんけん点数は少ない、1番最低点じゃと、そこへわざわざ持って行くんじゃ、あなた方はな。それでこの間、これも検討中に戻ったけれども、配置換え案の中に、こっちの左のほうへでこんぼうをつくって、この土を切ったやつを、捨てるとこがないけん、こっちへわざわざ外へ持って行くような図面をつくったんで、あんた方は。なんでこんなことをするんなら、なんでこんなことができるんなら、言うて僕は叫びよんですがな。確かに末永が反対しようけんあんたらは面倒でかなわん、ようわかる。議員さんもじゃな、難しいことばあ末永言うな思うところがあるかもしれんけれども、こんな疑問をひとつひとつ解いていかんと、仮に領家でやるとしても、おかしいことになりましようかと言んですがな。どなたでもよろしいから、私のこの疑問をピタッと答えてください。わかるように。

●議長（西野修平氏）

どなたですか。

△事務局（村上事務局長）

はい。

●議長（西野修平氏）

はい、村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

はい、あの、これからですね、色々ご指摘のことを気を付けてやりたいというふう
に思います。以上です。

●議長（西野修平氏）

はい、4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

回数がちょっと増えてきょうるんですけども、これで終わるかも1回ぐらいで終わりますけども、これからじゃあ、村上さん、いけん分野があるんじゃあないでしょうか。今、まさに、もめにもめとると言うたら1番ええんですか、領家にどうやっていくのかという、この瀬戸際にきとると思うんです、僕は。ですから、市長、失礼、管理者や管理者会議でどうするかということをもっと具体的にしてくれということもようわかります。その1つ1つの現象が、反対する住民の立場に立ってみたら、言葉が悪いですけれどね、癪にさわるんですよ、あなた方のやりようることが。逆に、1つ1つやりようることが、心が和むようなことをしてくれたら、人間ですから、気持ちの問題なんだと言んじゃ。私なんぼそれを大きな声してもあんたらシラ一として、平気な顔をして、宮地管理者には悪いけれども、一代前の桑山管理者がやりようた手口と同じ手口をずる一と見せてくる。これは、この今日問題にした、水路を測量する問題だとか、配置案をつくる

過程、繰り返します、もう時間がありませんけれども、配置案でもめてもめてもめよう
るんじゃから、そりゃ終わってから各議員さんに聞いてみられえ。少なくとも、反対を
してもめてもめてもめとる人に意見を聞いて、全部聞けるかどうかは抜きじゃ、その人
の言うことを全部取り入れるかどうかは抜きじゃ、どないにいしたらええんか、ちょっ
とええ知恵を貸していうて、ここまできとるから言うべきじゃと言よんじゃがな。今日
全員協議会で、あなたが、「地元の対策協議会だったか三役だったかと話をした時に、反
対をしとる人々の意見も聞いてから原案をつくらなんたらまた同じことを繰り返すんじ
ゃないかと指摘をされました」いうて、奇しくも言うたんじゃ。その人らのほうがよっ
ぽど政治的には優れとると言わにやいけんでしょうがな。まさにこの言葉に代表されと
んですよ、やり口が。このやり口を改めてください。どうですか。

●議長（西野修平氏）

はい、村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

先ほど申しましたこれからというのは、今までのことを反省して、いうことで、お願
いと言いますか、そういったことごとございます。今、ずっとご指摘のことを色々と過去
のことはもうお断りする以外ありませんので、これから色々をご指導いただきながら頑
張りたいと思います。

●議長（西野修平氏）

（傍聴人に対して）ちょっとあの、静かにしてください。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

はい、4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

管理者、今のやりとりを聞いてみて、率直な感想でええと思うんですよ。これね、極
めて失礼な言葉です。宮地管理者にとったらね、たまらん言葉かもしれませんが、こう
いうふうなことを繰り返しようるとね、やっぱり感情を害して、桑山さんとあんまり変
わりやあせんがなと、こういうふうになってしまうんですよ。誰が考えたってね、繰り
返しますが、ここへ施設をつくってもらったら困るいうて大きな声をしょうる人がおる
のに、その人に一言も相談もなしに、今度はこれでいきますけん言うてポンと凶面を出
してええ具合いくと思うかね。1番最初じゃないんじゃけん。もう2年も3年ももめて
もめてもめ抜いて裁判まで起こっとんでな。どう思われますか。一言だけ聞いて、私の
質問を終わります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい、宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

はい、お答えを申し上げます。末永議員の質問をずっと聞かせていただきました。実は私自身もですね、前の管理者がやってきたことを見てきまして、そのことに対してですね、非常に問題ありと。こういう立場で選挙戦を闘ってきたものでございます。したがって、私自身は、末永議員が言われることは、概ね、80%以上はわかるというふうに認識をしております、私自身の気持ちの中では。ただ、この、ことごとくですね、色々な場面で、まあ桑山前管理者と変わらないとか、あるいはそれ以上に悪いとかいう言葉がちよこちょ聞こえてきますんでね、私自身はそのことに対しては本当に大きな憤りを感じとんですがね。ですけれども、やはりそういった批判については、謙虚に受けざるを得ないと、こういうようなことでございます。

●議長（西野修平氏）

（傍聴人に対して）静かにしてください。

△管理者（宮地昭範氏）

私自身は議員の皆さん方もですね、たくさんいらっしゃいますけれども、なかなか末永議員が反対をされとる、そしたらそれに対してですね、まあそうじゃなしに何とか建設を促進して欲しいと、こういうことが思ってもなかなか言えないというような状況があると思うんですけれども、私自身もですね、非常にこのことについては、今日のご質問で、市長に就任して、あるいは管理者に就任して1年、そして検証して6カ月と、こういうようなことで一体どうしておるんだと、こういう質問については、謙虚にですね、反省しなければならないと、こういうふうに思っておるところでございます。したがって、私自身もですね、そういった面で、ただわかったわかった、ということではいけませんのでね、私は私なりに色々ですね、汗をかいていきたいと、こういうふうに思っておると、いうことでひとつ答弁といたしたいと思えます。

△4番（末永弘之氏）

すみません、終わる言うたんですが、もう1回だけ。

●議長（西野修平氏）

はい、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

はい。討論を含めて、言うのを忘れておりました。申し訳ない。私は、全体として、領家につくるということを前提にした当初予算、議案5号ですか、これに反対という意見を申し上げておきます。もう1回最後立った便に言うておきますけれども、市長以下、失礼、管理者以下、副管理者、あるいは職員の方々は、少なくともね、宮地さんに管理者、市長が変わったという価値観、どこにあるのか、これをみんなで作り上げていかんと、失礼なことを言った、前の管理者と比べられて、おかしい言葉が出てくるんです。こういうやり方、さっきから指摘しとるようなね、繰り返しませんが、ここを根本的に

改めて、住民との対話というのは何かということをは是非考えてやってもらいたい、ということをお願いして、申し訳ない、終わります。

●議長（西野修平氏）

以上で通告による質問、質疑は終わりました。討論については、通告がございません。これより採決に入りたいと思いますが、ただいま上程いたしております日程第4の案件については、それぞれ分割して採決をいたします。

まず、議案第4号について採決いたします。お諮りをいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

可決（賛成14名、反対0名）

起立全員と認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第5号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

可決（賛成12名、反対2名）

起立多数と認めます。よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第6号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

可決（賛成14名、反対0名）

起立全員と認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶があります。管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏） [登壇]

本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席いただきまして、またただ今は提案した議案につきましてご議決を賜り、誠にありがとうございました。新クリーンセンター建設事業は、反対運動や裁判など多くの課題を抱えておりますけれども、先ほど来私に対して非常に厳しいご批判等もいただきました。市民の率直なご批判に対して耳を傾けながら、これからも一定の政治決断と言いますか、そういったものをしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。議員皆様方におかれましては、今後とも、ご指導並びにご支援のほどを心よりお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。本日は、大変有難うございました。

●議長（西野修平氏）

これもちまして、平成23年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でございました。

午後3時37分 閉会

地方自治法 123 条第 2 項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成 23 年 2 月 23 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 西野修平

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 松本義隆

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 日神山定茂

平成 23 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 23 年 2 月 23 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑	1	末 永 弘 之	①基本姿勢 ②施設配置など ③文化財等について	管理者 副管理者 事務局長